

れいわ ねんど
令和7年度

ぜんにち ていじ つうしんせい でんししんせいよう
<全日・定時・通信制 電子申請用>

かながわけんこうこうせいたうしょうがくきゅうふきん つうじょうきゅうふ こっこうりつ 神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

じゅぎょうりょういがい きょういくひ しえん へんかんふよう きゅうふきん しんせいひつよう
授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要）
せいかつ ほ ご せいぎょうふじょ じゅきゅうせたい じゅうみんぜいしよとくわりひ かぜいせたい たいしやう
生活保護（生業扶助）受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象

1 しんせい かた れいわ ねん がつ にちげんざい つぎ ようけん み せたい 1 申請できる方 令和7年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯

- (1) ほごしや かた かながわけんない じゅうしや ゆう
保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。
 - かながわけんがいにじゅう ばあい す とどうふけん といあわ
神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
 - とどうふけん しんせいきげん こと はや がつちゅう かくにん
都道府県によって申請期限が異なりますので、お早めに（できれば7月中旬に）ご確認ください。
- (2) せいかつ ほ ご せいぎょうふじょ じゅきゅうせたい じゅうみんぜいしよとくわりひ かぜいせたい
生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。
 - せいかつ ほ ご せいぎょうふじょ じゅきゅうせたい い か せいかつ ほ ごせたい かくにん れいわ ねん がつ にちげんざい せいぎょう
生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）の確認は、令和7年7月1日現在の生業
扶助の措置状況で確認します。
 - じゅうみんぜいしよとくわりひ かぜいせたい い か ひかぜいせたい かくにん ほごしやぜんいん れいわ ねんど とどうふけん
住民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）の確認は、保護者全員の令和7年度の都道府県
民税所得割額と市町村民税所得割額で確認します。
※ かいがいふにんどう にほんこくない じゅうしや ゆう ひかぜい ばあい たいしやうがい
海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
- (3) たいしやう こうこうせいたう こうとうがっこうどう ざいせき
対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。
 - こうこうせいたう しゅうがくしえんきんまた まな なお しえんきん じゅきゅうしかく ゆう せいと
高校生等とは、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。
 - こうこうせいたう じどうふくしせつ ぼ しせいかつしえんしせつ のぞ にゅうしまた きとおや よういく けんがくりよう
高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行
費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
 - こうとうがっこうどう こうとうがっこう べつか のぞ ちゅうとうきょういこうがっこう こうきかてい こうとうせんもんがっこう だいい かくねん
高等学校等とは、高等学校（別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から
第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

2 しんせいきかん れいわ ねん がつ にち か れいわ ねん がつ にち げつ 2 申請期間 令和7年7月1日（火）～令和7年12月15日（月）

- れいわ ねんど でんししんせい どうにゆう しやうさい しんせい どう かくにん
令和6年度から電子申請を導入しています。詳細は申請マニュアル等をご確認ください。
- なお、でんししんせい ふかのう ばあい いちじる こんなん ばあい しんせいしよ かみ しんせい うけつけ
電子申請が不可能な場合や 著しく困難な場合は、申請書（紙）での申請も受け付けますので、
がっこうたんどうしや もう つけ
学校担当者までお申し付けください。
- しやういしんさ はや ていしゅつ
書類審査がありますので、お早めにご提出ください。
- こうこうせいたう ふくさうふよう ばあい かくこうせいたう しんせい ひつよう
高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

神奈川县高中生等助学金（普通补贴・用于国立公立高中）

用于补贴学费以外的教育经费无需偿还的补贴金（需要申请）

以接受生活保护（生业扶助）的家庭和住民税所得税率为非课税的家庭为对象

1 截至2025年7月1日当时，符合以下所有条件的家庭可提出申请

(1) 家长在神奈川县内拥有住址者

- 如果住址登记地在神奈川县之外，请向您的住址地所在都道府县进行确认。
- 各都道府县的申请期限各有不同，请尽早（最好在7月以内）进行确认。

(2) 接受生活保护（生业扶助）的家庭和住民税的所得税率为非课税的家庭

● 对接受生活保护（生业扶助）的家庭（以下称生活保护家庭）

通过对2025年7月1日当时接受的生活保护措施里是否含有“生业扶助”来确认。

● 对住民税的所得税率为非课税的家庭（以下称非课税家庭）

通过对父母是双方在2025年度的都道府县民税和市町村民税的所得税率总和来确认。

※因为赴海外工作生活在日本国内没有住址而产生非课税结果的家庭，不属于补贴对象。

(3) 接受补贴的对象为在校高中生

- 拥有享受“高等学校等就学支援金”或“学び直し支援金”资格的学生。
- 如果高中生本人入住于儿童福利设施（不包括母子生活援助设施）或由领养人抚养且依据行政规定得到“けんがくりょこうひ見学旅行費”或“とくべついくせいひ特別育成費”补助的情况下，则不属于此次补助对象。
- 这里所说的“高等学校”指普通高中（不包括专攻科和别科）、中等教育学校（后期课程）、高等专门学校（一年级至三年级）、专修学校以及各类学校中开设有与高中同类课程的学校。

2 申请期限：2025年7月1日（星期二）～ 2025年12月15日（星期一）

- 从2024年起已经实行线上申请。详细方法请参照申请手册。
- 如果不能通过线上申请或上网非常困难的情况，也可以用纸张申请的方法。请各自向所在学校申明。
- 提交的资料有待审查，所以请尽早提交。
- 如果家中同时抚养有多个高中生，需要分别向各自所在的学校提出申请。

3 支給時期 申請月の2か月後の末頃を予定 (例)7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。
- 非課税世帯の方で、個人番号(マイナンバー)を利用した収入状況確認を希望した場合、非課税証明書等を利用した場合よりも支給時期が更に2～3週間程度遅くなる可能性があります。

4 申請先

令和7年7月1日に在学する(していた)学校の事務室

- 7月2日以降に退学・転学等している場合でも、7月1日時点の在籍校に申請してください。

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します

- 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給しますので、この費用に未済がある場合は、奨学給付金給付額を未済額に充当します。
- ※ 授業料以外の教育費の例:教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等
- 授業料以外の教育費に係る費用で未済がないことについて、学校長の確認が必要となります。

6 給付額 世帯区分及び在学する学校の課程により給付額が異なります

9、10ページの「対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

- 対象となる高校生等1人あたりの給付額(年額)

世帯区分	全日制・定時制	通信制
生活保護世帯	32,300円	
非課税世帯	143,700円	50,500円

3 拨款日期：预计在提出申请月份的两个月后。

（例如）7月份申请⇒预计到9月末拨款

- 如果申请人数过于集中，拨款的日期还可能拖延。
- 非课税家庭，希望用个人编号来确认收入状况的人，和用课税证明书来申请的人相比，其领到助学补助的日期可能要晚两三个星期。

4 申请书提交处

应提交给2025年7月1日学籍所在的学校办公室。

- 7月2日以后发生了退学或转学的情况，也请向截至7月1日时学籍所在校提出申请。

5 资助的条件

除学费以外的其他教育经费。

- 因为此项助学金是为了**补贴除学费以外的教育经费**，如有拖欠这些费用的情况，则需要用此助学金做相应的抵消。
※ 学费之外的教育经费举例：如教科书、教材等学习用品、上学所需的被服费、校外活动经费、学生会费、P T A家长会费、购买入学用品、修学旅行积金等
- 学费之外的教育经费是否有拖欠需要经校长确认。

6 资助金额

根据家庭收入不同以及所在学校的种类不同而有所区别。

请参考「对象者及び給付額確認シート（资助对象以及资助金额确认单）」

●助学金支付对象每名高中生的补贴金额（全年金额）

家庭类型	全日制・分部制	函授制
接受生活保护（生業扶助）的家庭	32,300 日元	
非课税的家庭	143,700 日元	50,500 日元

7 提出書類

電子申請では、以下の資料の画像データをご提出ください。

また、申請前に申請内容の誤りがないかを確認してください。

不備があると、支給が遅くなる場合があります。

(1) 生活保護世帯・非課税世帯共通

振込先口座を確認できる資料の画像データ(預貯金通帳等)

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別(普通口座又は貯蓄口座)、口座番号及び口座名義人(カナ)がわかる部分の預貯金通帳等の画像データを提出してください(通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです)。

(2) 生活保護世帯の方

(1)の資料に加えて、令和7年7月1日現在、生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる次の①②の証明書のうちいずれかの画像データを提出してください。

① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(第2号様式)

※ 学校またはホームページから様式を入手し、福祉事務所で証明を受けてください。

② 生活保護受給証明書

申請の対象となる高校生等について、令和7年7月1日現在、生業扶助が支給されていることが記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していただくと手続きが円滑に進みます。

7 需要提交的资料

在线上申请者，请上传以下资料的图像数据。

同时，在提交申请前请务必确认申请内容是否有误。

如果有误，可能会延迟助学补助的发放。

(1) 接受生活保护的家庭和非课税家庭共同的

可以确认转账用银行账号的图像资料（如银行存折等的截图）

※ 请提交有金融机构名称、分店名称、存款种类（存款种类是指〈普通口座〉或者〈貯蓄口座〉）、账号以及账户持有人姓名（片假名）部分的图像截图等。（一般是在存折封面的内页上）

(2) 接受生活保护的家庭

除了（1）的资料之外，还需要证明截至2025年7月1日正在接受“生業扶助”（高中等学业补助费）的以下①②之一的图像截图。

① 根据《生活保护法》（昭和25年法律第144号）第36条所规定的生業扶助受給証明書（高中等就学费证明书）（第2号様式）

※ 从学校等处领取或从网页上下载该表格后，拿到福祉事务所请他们出具证明。

② 《生活保護受給証明書》（接受生活保护证明书）原件

请向福祉事务所声明，需要在证明上标明截至2025年7月1日，提出申请的高中生本人正在接受「生業扶助」。

把本通知拿给生活保护的工作人员，请他把必要的文件帮你准备好。这样做能较顺利地办理手续。

(3) 非課税世帯の方

(1) の資料に加えて、次の資料の画像データを提出してください。

令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることが確認できる次のア～ウのいずれか(保護者全員分の提出が必要)

ア 令和7年度 市町村民税・県民税 非課税証明書

イ 令和7年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書

ウ 令和7年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書

- ◆ 就学支援金又は学び直し支援金の申請(届出)時にオンラインで申請している場合又は、紙での申請時に保護者全員の個人番号(マイナンバー)カードの写し等をご提出いただいている場合は、上記書類の提出を省略し、個人番号を利用して所得割額の確認を行うことが可能です。
- ◆ 詳しくは以下に記載の「非課税世帯の方で個人番号(マイナンバー)を利用される方へ」をご覧ください。

神奈川県外から転入された場合等、必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

非課税世帯の方で個人番号(マイナンバー)を利用される方へ

- ◆ 非課税世帯の方は、個人番号(マイナンバー)を利用することで、7(3)に記載の「① 令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることが確認できる資料の画像データ」の添付を省略することができます。
- ◆ 個人番号(マイナンバー)を利用するためには、就学支援金又は学び直し支援金の申請(届出)時に、オンラインで申請している※1か、紙での申請時に保護者全員の個人番号(マイナンバー)カードの写し等※2を提出している必要があります。

※1 オンライン申請のうち、「自己情報(マイナポータル連携)により税額を登録」を選択した方は、7月中旬にe-Shienへログインし、マイナポータルから税情報を取得し、e-Shienへ再度登録する必要があります。

※2 個人番号カードのコピー、個人番号通知カードのコピー、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー等

- ◆ 個人番号(マイナンバー)をご利用いただいても税情報が取得できない場合があります。(税の申告を行っていない方など)

その場合は、改めて非課税証明書等をご提出いただきますのでご了承ください。

(3) 非课税家庭

除(1)的资料之外, 还需提交以下文件的图像截图。

可以证明2025年度的“都道府県民税所得割額”和“市町村民税所得割額”的总和为零(非课税)的下列ア～ウ资料中的任意一种(需要父母等双方的)

ア 2025年度 《市町村民税・県民税 非課税証明》原件

イ 2025年度 《市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書》

ウ 2025年度 《市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書》

- ◆ 如果在通过线上或提交表格申请(申报)“就学支援金”或“まな なお し えんきん 学び直し支援金”时提交了父母双方的个人编号卡(マイナンバー)复印件, 即可省略提交以上资料。通过个人编号即可确认所得税额。
- ◆ 详情请参考下述“致非课税家庭、使用个人编号(マイナンバー)的提出申请者”

如果是从神奈川县以外的地方搬迁过来, 根据情况有可能需要补交其他资料。

致非课税家庭、使用个人编号(マイナンバー)的提出申请者

- ◆ 非课税家庭, 如果使用个人编号(マイナンバー)来申请, 即可免除提交7(3)所要求的「① 令和7(2025)年度“都道府県民税所得割額”和“市町村民税所得割額”的合计为零(非课税)」图像截图。
- ◆ 使用个人编号(マイナンバー)在线上^{※1}或提交表格申请就学援助金或“まな なお し えんきん 学び直し支援金”的同学, 需要提交父母双方的个人编号卡(マイナンバー)复印件等^{※2}资料。
 - ※1 在线上申请的同学, 如果先择了[通过自我信息(マイナポータル連携)登记税款], 请于7月份以内登录e-Shien, 从个人的マイナポータル网页上下载自己的纳税状况后, 需要再次登录e-Shien,
 - ※2 个人编号卡复印件、个人编号通知卡的复印件、记载有个人编号的住民票、或记载有个人编号的住民票记载事项证明书的原件或复印件等资料。
- ◆ 即使提交了个人编号(マイナンバー)也有无法确认纳税信息的情况发生(如没有进行完税申报等)。这种情况发生时, 有可能被要求重新提交非课税证明。

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん つうじょうきゅうふ たいしょうしゃおよ きゅうふがくかくにん
高校生等奨学給付金（通常給付）対象者及び給付額確認シート
高中等在校生助学金（普通补贴） 资助对象及资助金额确认单

- Q 1. れいわ ねん (2025年) 7月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？
截至2025年7月1日为准，学生家长是否居住在神奈川县内？
是→Q 2、不是→A1



- Q 2. れいわ ねん (2025年) 7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？
截至2025年7月1日为准，学生是否保留有高中等在校学籍？
是→Q 3、不是→A2



- Q 3. れいわ ねん (2025年) 7月1日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？
截至2025年7月1日为准，该高中生是否享受生活保护项目中的“生业扶助”？
是→A3、不是→Q 4



- Q 4. ほごしやぜんいん れいわ ねん (2025年) 度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の
がっさんかく えん ひかぜい
合算額は0円（非課税）ですか？
学生父母双方家长2025会计年度的“都道府県民税所得割額”和“市町村民税所得割額”是
是否为零（非课税）？
是→A4、不是→A5

A1. お住まいの都道府県に申請いただきます。申請期間等の詳細は、お住まいの都道府県にお問合せください。

请向自己所居住的都道府县提出申请。有关申请期限，请向所在都道府县咨询。

A2. 該当しません。（休学又は7月2日以降の入学の場合はお問い合わせください。）

不属于资助对象。（如果正在休学或7月2日以后入学的情况，请具体咨询。）

A3. 「生活保護世帯」の給付額です。

国公立：32,300円 私立：52,600円

※ 保護者の方に令和7年度の住民税所得割が課税されている方がいる場合は対象外
享受生活保护家庭的补贴金额为，国公立高中为32,300日元 私立高中为52,600日元

※ 如果家长在2025年的住民税所得率有被课税，则不属于补贴对象。

A4. 「非課税世帯」の給付額です。

高校生等が7月1日時点で在籍している課程に応じて、給付額が異なります。

「非課税家庭」的补助金额。

根据在校高中生截至7月1日的所属课程，其补贴金额有所不同。

(国公立)

- ・全日制：143,700円
- ・定時制：143,700円
- ・通信制：50,500円

(私立)

- ・全日制：152,000円
- ・定時制：152,000円
- ・通信制：52,100円

(国公立高中)

- ・全日制为143,700日元
- ・分部制为143,700日元
- ・函授制为50,500日元

(私立高中)

- ・全日制为152,000日元
- ・分部制为152,000日元
- ・函授制为52,100日元

A5. 該当しません。

不属于资助对象。